

文書決裁規程

(目的)

第 1 条 この規程は、日本司法支援センター（以下「センター」という。）が作成する文書の名義及び決裁について、合理的かつ効率的な権限及び事務配分を定めることにより、センターの事務能率の向上を図ることを目的とする。

(名義)

第 2 条 センターの文書の名義は、法令、業務方法書又は他の規程に別段の定めがあるもののほか、理事長、理事、監査室長、本部事務局長、部（組織運営規程（平成23年規程第 1 号）により本部に設置される部をいう。以下同じ。）の長、地方事務所等（地方事務所、地方事務所の支部若しくは出張所又は地域事務所をいう。以下同じ。）の長又はコールセンターの長のいずれかの名義とする。

2 理事長名義とする文書は、次の各号に掲げる文書とする。

- (1) 業務方法書の作成又は変更に関する文書
- (2) 中期計画の作成又は変更に関する文書
- (3) 規程及び細則の制定改廃に関する文書
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、センターの基本方針の決定、変更等に関する文書
- (5) 法務大臣又は日本司法支援センター評価委員会に提出する文書（第 1 号及び第 2 号に掲げるものを除く。）
- (6) 重要な契約書
- (7) 重要な人事に関する文書
- (8) 労働組合との協定に関する文書
- (9) 訴訟に関する文書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、通知、依頼、照会、回答その他センターを代表して外部に対して行う重要な意思表示に関する文書
- (11) その他特に重要な文書

3 理事又は本部事務局長の名義とする文書は、前項に規定する文書以外の重要な文書であって、理事長が特に指示した文書とする。

4 監査室長の名義とする文書は、監査室の所掌事務に関する重要な文書（前二項に規定する文書を除く。）とする。

5 部の長の名義とする文書は、当該部において作成する文書であって、前三項に規定する文書に該当しない文書とする。

6 地方事務所等の長の名義とする文書は、地方事務所等において作成する文書であって、第

2項から前項までに規定する文書に該当しない文書とする。

7 コールセンターの長の名義とする文書は、コールセンターにおいて作成する文書であって、第2項から第5項までに規定する文書に該当しない文書とする。

8 前各項の規定にかかわらず、文書の内容、重要性、あて先その他の事情を勘案して適当と認められる文書については、センターの名義、監査室若しくはセンターの内部組織のうち適当なもの又はそれらの長等の名義を用いることができる。

(理事長の決裁事項)

第3条 次の各号に掲げる事項に関する起案文書については、理事長が決裁を行う。

- (1) 業務方法書の制定改廃に関する事項
- (2) 中期計画の制定改廃に関する事項
- (3) 規程及び細則の制定改廃に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの基本方針の決定及び変更等に関する事項
- (5) 重要な契約に関する事項
- (6) 重要な人事に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、センターの重要な意思決定及び判断等に関する事項

(本部事務局長の決裁事項)

第4条 次の各号に掲げる事項に関する起案文書については、本部事務局長が決裁を行う。

- (1) 規程又は細則に基づく重要な事務処理方法に関する事項（次条第1項第1号に掲げるものを除く。）
- (2) センター内部への指示又は通知に関する事項（次条第1項第2号に掲げるものを除く。）
- (3) 国際室及び特定施策推進室の内部の事務処理に関する重要な事項

(監査室長及び部長の決裁事項)

第5条 次の各号に掲げる事項に関する起案文書については、監査室長が決裁を行う。

- (1) 規程又は細則に基づく事務処理方法に関する事項で、監査室の所掌事務に関するもの
- (2) 監査室の内部の事務処理に関する重要な事項

2 次の各号に掲げる事項に関する起案文書については、部長が決裁を行う。

- (1) 規程又は細則に基づく事務処理方法に関する事項で部の所掌事務に関するもの
- (2) 部の内部の事務処理に関する重要な事項

(地方事務所等の長の決裁事項)

第6条 地方事務所等が分掌する事務に関する地方事務所等の長の決裁事項については、別に定めるところによる。

(コールセンター長の決裁事項)

第7条 次の各号に掲げる事項に関する起案文書については、コールセンター長が決裁を行う。

- (1) 規程又は細則に基づく事務処理方法に関する事項で、コールセンターの所掌事務に関するもの（第3条から第5条に掲げるものを除く。）
- (2) コールセンターの内部の事務処理に関する事項

(その他の決裁事項等)

第8条 第3条から前条までに規定するもの以外の起案文書については、当該文書の内容、重

要性その他の事情に応じ、かつ、合理的、効率的な業務実施を行うために適当な者が決裁を行う。

2 前項の規定に基づき決裁を行う者は、原則として起案を行う課室（本部に設置される課及び室（監査室を除く。）をいう。以下同じ。）の長とする。

（決裁区分表）

第9条 決裁又は専決の区分については、第3条から前条までに定めるところによるほか、別表に定めるとおりとする。

（合議）

第10条 起案文書の内容が他の課室等（監査室及び課室をいう。）の所掌事務に関係するときは、文書管理規程（平成18年規程第8号）の定めるところにより、合議を行う。

（代決）

第11条 決裁又は専決を至急に行う必要がある起案文書について、第3条から第8条までの規定に基づき決裁又は専決を行うべき者が出張、休暇その他の理由により直ちに当該起案文書の決裁又は専決をすることができないときは、次の各号に定める者の代決により、当該起案文書に係る決裁又は専決に代えることができる。

- (1) 理事長の決裁を要する起案文書 当該起案文書に関する担当理事
 - (2) 本部事務局長の決裁又は専決を要する起案文書 起案部の部長
 - (3) コールセンター長の決裁又は専決を要する起案文書 コールセンター長補佐又は起案課の課長
- 2 代決を行う場合には、起案文書に代決であることを表示するとともに、事後、速やかに、決裁又は専決を行うべき者に報告する。

（再度決裁を経ない決裁終了後の起案文書の修正の禁止）

第12条 起案文書の内容を決裁終了後に修正することは、修正を行うための起案文書を作成し、改めて決裁を経なければ、これを行ってはならない。

- 2 前項の決裁には、当初の決裁文書からの修正の箇所、内容及び理由を記載した資料を添付しなければならない。
- 3 施行が必要な文書を修正したときは、第1項の決裁における文書番号及び施行日により施行することとする。
- 4 第1項の修正の内容が、客観的に明白な計算違い、誤記、誤植又は脱字など軽微かつ明白な誤りに係るものであるときは、第3条から第8条の規定にかかわらず、監査室にあつては監査室長、本部にあつては所管の課室の長、地方事務所にあつては地方事務所事務局長、コールセンターにあつてはコールセンター長の承諾を得た上で、決裁を要する者の決裁を省略することができる。この場合においては、適宜の方法により、遅滞なく当該決裁を要する者にその旨を報告するものとする。

（補則）

第13条 この規程による文書の名義又は決裁等の区分の解釈又は適用に疑義がある場合については、本部事務局長が決定するところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 当分の間、事務局長が認める場合は、第2条から第8条の規定により定まる文書名義又は決裁若しくは専決の区分と異なる文書名義又は決裁若しくは専決の区分によることができるものとする。

附 則 (日本司法支援センター平成18年規程第38号)

この規程は、平成18年10月2日から施行する。

附 則 (日本司法支援センター平成19年規程第6号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (日本司法支援センター平成19年規程第15号)

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則 (日本司法支援センター平成19年規程第21号)

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (日本司法支援センター平成19年規程第26号)

この規程は、平成19年10月30日から施行する。

附 則 (日本司法支援センター平成20年規程第6号)

この規程は、平成20年4月10日から施行する。

附 則 (日本司法支援センター平成20年規程第13号)

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (日本司法支援センター平成21年規程第3号)

この規程は、平成21年3月1日から施行する。

附 則 (日本司法支援センター平成21年規程第7号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (日本司法支援センター平成21年規程第26号)

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 (日本司法支援センター平成22年規程第2号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (日本司法支援センター平成22年規程第19号)

この規程は、平成22年7月23日から施行する。

附 則 (日本司法支援センター平成22年規程第27号)

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

附 則 (日本司法支援センター平成23年規程第4号)

(施行期日等)

この規程は、公布の日から施行し、改正後の組織運営規程の改正に伴う会計規程等の一部を改正する規定は、平成22年12月1日から適用する。

附 則 (日本司法支援センター平成23年規程第12号)

この規程は、平成23年6月20日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成24年規程第16号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成25年規程第13号）

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成25年規程第17号）

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成27年規程第12号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成27年規程第24号）

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成28年規程第15号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成28年規程第24号）

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成30年規程第12号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター平成31年規程第2号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和元年規程第12号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和2年規程第13号）

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和3年規程第3号）

この規程は、令和3年2月15日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和4年規程第2号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和4年規程第19号）

この規程は、令和4年11月11日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和5年規程第8号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和6年規程第5号）

この規程は、令和6年3月19日から施行する。

別表

監査室の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決			
		理 事 長	監 事	本 部 事務局長	室 長
1	内部監査に関すること。	○			
2	監事の命を受けて監事が行う監査の補助に関すること。		○		
3	監査室所掌事務の連絡調整に関する事で特に重要なもの	○			
4	監査室所掌事務の連絡調整に関する事で重要なもの			○	
5	監査室所掌事務の連絡調整に関する事で一般のもの				○

(注) この表において「法」とは、総合法律支援法（平成16年法律第74号）をいう。
以下同じ。

国際室の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決		
		理 事 長	本 部 事務局長	室 長
1	外国人に対する総合法律支援その他の外国人に関連する業務の企画、立案及び実施に関することで特に重要なもの	○		
2	外国人に対する総合法律支援その他の外国人に関連する業務の企画、立案及び実施に関することで重要なもの		○	
3	外国人に対する総合法律支援その他の外国人に関連する業務の企画、立案及び実施に関することで一般のもの		○	
4	国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に関する事務に関することで特に重要なもの	○		
5	国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に関する事務に関することで重要なもの		○	
6	国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に関する事務に関することで一般のもの		○	
7	国際室所掌事務の連絡調整に関することで特に重要なもの	○		
8	国際室所掌事務の連絡調整に関することで重要なもの		○	
9	国際室所掌事務の連絡調整に関することで一般のもの			○

特定施策推進室の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決		
		理 事 長	本 部 事務局長	室 長
1	理事長が別に定める社会問題に関する情報の収集及び分析並びに当該社会問題への対応に関する総合的な企画、立案及び実施に関することで特に重要なもの	○		
2	理事長が別に定める社会問題に関する情報の収集及び分析並びに当該社会問題への対応に関する総合的な企画、立案及び実施に関することで重要なもの		○	
3	理事長が別に定める社会問題に関する情報の収集及び分析並びに当該社会問題への対応に関する総合的な企画、立案及び実施に関することで一般のもの		○	
4	理事長が別に定める社会問題に関する国、地方公共団体、関係機関等との連携の確保及び強化の企画、立案及び実施に関することで特に重要なもの	○		
5	理事長が別に定める社会問題に関する国、地方公共団体、関係機関等との連携の確保及び強化の企画、立案及び実施に関することで重要なもの		○	
6	理事長が別に定める社会問題に関する国、地方公共団体、関係機関等との連携の確保及び強化の企画、立案及び実施に関することで一般のもの			○
7	特定施策推進室所掌事務の連絡調整に関することで特に重要なもの	○		
8	特定施策推進室所掌事務の連絡調整に関することで重要なもの		○	
9	特定施策推進室所掌事務の連絡調整に関することで一般のもの			○

企画調整課の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決			
		理 事 長	本 部 事務局長	部 長	課 長
1	組織及び業務の運営に関する総合的な企画及び立案に関することで特に重要なもの	○			
2	組織及び業務の運営に関する総合的な企画及び立案に関することで重要なもの		○		
3	組織及び業務の運営に関する総合的な企画及び立案に関することで一般のもの			○	
4	企画調整課所掌事務の連絡調整に関することで特に重要なもの		○		
5	企画調整課所掌事務の連絡調整に関することで重要なもの			○	
6	企画調整課所掌事務の連絡調整に関することで一般のもの				○

D X推進室の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決			
		理 事 長	本 事 務 局 長	部 長	室 長
1	組織及び業務のデジタル化並びにデジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進に関する総合的な企画及び立案に関することで特に重要なもの	○			
2	組織及び業務のデジタル化並びにデジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進に関する総合的な企画及び立案に関することで重要なもの		○		
3	組織及び業務のデジタル化並びにデジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進に関する総合的な企画及び立案に関することで一般のもの			○	
4	電子計算機、電話網の企画及び立案に関することで特に重要なもの	○			
5	電子計算機、電話網の企画及び立案に関することで重要なもの		○		
6	電子計算機、電話網の企画及び立案に関することで一般のもの			○	
7	電子計算機による事務処理システムの企画及び立案に関することで特に重要なもの	○			
8	電子計算機による事務処理システムの企画及び立案に関することで重要なもの		○		
9	電子計算機による事務処理システムの企画及び立案に関することで一般のもの			○	
10	D X推進室所掌事務の連絡調整に関することで特に重要なもの		○		
11	D X推進室所掌事務の連絡調整に関することで重要なもの			○	
12	D X推進室所掌事務の連絡調整に関することで一般のもの				○

総務課の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決			
		理 事 長	本 事 務 局 長	部 長	課 長
1	重要な会議、地方協議会、諸行事等の開催に関すること	○			
2	文書類の受付及び発送に関すること				○
3	法人文書の管理に関すること特に重要なもの	○			
4	法人文書の管理に関すること重要なもの		○		
5	法人文書の管理に関すること一般のもの			○	
6	国会対応業務に係る統括及び連絡調整に関すること特に重要なもの	○			
7	国会対応業務に係る統括及び連絡調整に関すること重要なもの		○		
8	国会対応業務に係る統括及び連絡調整に関すること一般のもの			○	
9	センターの事務所の管理に関すること特に重要なもの	○			
10	センターの事務所の管理に関すること重要なもの		○		
11	センターの事務所の管理に関すること一般のもの			○	
12	公印の調製に関すること。		○		
13	公印の管理に関すること。				○
14	寄附金の募集に関すること。	○			
15	法人文書の開示その他の情報公開に関すること特に重要なもの	○			
16	法人文書の開示その他の情報公開に関すること重要なもの		○		
17	法人文書の開示その他の情報公開に関すること一般のもの			○	
18	個人情報の保護に関すること特に重要なもの	○			
19	個人情報の保護に関すること重要なもの		○		
20	個人情報の保護に関すること一般のもの			○	
21	内部通報及び外部通報の保護に関すること特に重要なもの	○			
22	内部通報及び外部通報の保護に関すること重要なもの		○		
23	内部通報及び外部通報の保護に関すること一般のもの			○	
24	顧問会議の庶務に関すること特に重要なもの	○			
25	顧問会議の庶務に関すること重要なもの		○		
26	顧問会議の庶務に関すること一般のもの			○	
27	中期計画及び年度計画の策定及び進捗管理に関すること特に重要なもの	○			
28	中期計画及び年度計画の策定及び進捗管理に関すること重要なもの		○		

29	中期計画及び年度計画の策定及び進捗管理に関することで一般のもの			○	
30	総務課所掌事務の連絡調整に関することで特に重要なもの		○		
31	総務課所掌事務の連絡調整に関することで重要なもの			○	
32	総務課所掌事務の連絡調整に関することで一般のもの				○

人事課の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決			
		理 事 長	本 事 務 局 長	部 長	課 長
1	役員及び審査委員会委員の人事に関する事。	○			
2	地方事務所長、支部長、各種委員等の任命に関する事。	○			
3	職員の採用試験又は選考に関する事。		○		
4	職員の採用、昇給、昇格、退職、休職、復職、昇任、降任、配置及び配置換えに関する事。	○			
5	役職員（事務局次長以上）の給与及び職員の退職手当の決定に関する事。	○			
6	職員（上記5に記載の者を除く。）の給与の決定に関する事。		○		
7	役職員の兼業許可に関する事。	○			
8	人事記録に関する事。		○		
9	職員研修の計画に関する事。	○			
10	職員研修の実施に関する事。		○		
11	表彰対象者の認定及び表彰実施に関する事。	○			
12	給与及び退職手当等の支給に関する事。			○	
13	所得税及び住民税の徴収・納付に関する事。				○
14	住居届、通勤届及び扶養親族届等の認定に関する事。			○	
15	職員の身分証明に関する事。				○
16	職員の服務に関する基本的事項に関する事。		○		
17	職員の服務に関する一般的事項に関する事。			○	
18	職員の服務上の願、届の処理に関する事。				○
19	職員の業務上災害の認定及び補償に関する事。	○			
20	職員の労働者災害補償保険に関する事。		○		
21	労働組合との労働協約の締結に関する事。	○			
22	労働組合との交渉で重要なもの		○		
23	労働組合との交渉に関する事。			○	
24	役職員の福利厚生に関する基本計画に関する事。		○		
25	役職員の健康管理及び福利厚生に関する事。			○	

26	役職員の健康保険、厚生年金保険、雇用保険等に関すること。				○
27	定期健康診断に関すること。		○		
28	職員宿舎の管理運営に関することで特に重要なもの	○			
29	職員宿舎の管理運営に関することで重要なもの		○		
30	職員宿舎の管理運営に関することで一般のもの			○	
31	人事課所掌事務の連絡調整に関することで特に重要なもの		○		
32	人事課所掌事務の連絡調整に関することで重要なもの			○	
33	人事課所掌事務の連絡調整に関することで一般のもの				○

財務会計課の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決			
		理 事 長	本 事 務 局 長	部 長	課 長
1	予算の概算要求に関すること。	○			
2	運営費交付金の交付申請に関すること。	○			
3	予算の実施計画の作成、配分及び統制に関することで特に重要なもの	○			
4	予算の実施計画の作成、配分及び統制に関することで重要なもの		○		
5	予算の実施計画の作成、配分及び統制に関することで一般のもの			○	
6	会計検査院の検査の処理に関すること。		○		
7	余裕金の運用に関すること。	○			
8	不動産の取得及び処分（賃貸借を含む。）に関すること。	○			
9	不動産の管理に関すること。			○	
10	売買、賃貸借、請負その他の契約及び物品の処分に関するもののうち、				
	(1) 予定価格（賃貸借の場合は賃貸借料の年額。以下この項において同じ。）が1,000万円以上のもの	○			
	(2) 予定価格が300万円以上1,000万円未満のもの		○		
	(3) 予定価格が50万円以上300万円未満のもの			○	
	(4) 予定価格が50万円未満のもの				○
11	物品の管理に関すること。				○
12	財務諸表及び決算報告書等に関すること。	○			
13	利益及び損失の処理等に関する承認申請に関すること。	○			
14	会計監査人の監査に関すること。	○			
15	金融機関との連絡・調整に関すること。				○
16	財務会計課所掌事務の連絡調整に関することで特に重要なもの		○		
17	財務会計課所掌事務の連絡調整に関することで重要なもの			○	
18	財務会計課所掌事務の連絡調整に関することで一般のもの				○

情報システム管理課の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決			
		理 事 長	本 事 務 局 長	部 長	課 長
1	電子計算機、電話網の管理及び運用に関することで特に重要なもの	○			
2	電子計算機、電話網の管理及び運用に関することで重要なもの		○		
3	電子計算機、電話網の管理及び運用に関することで一般のもの			○	
4	電子計算機による事務処理システムの管理及び運用に関することで特に重要なもの	○			
5	電子計算機による事務処理システムの管理及び運用に関することで重要なもの		○		
6	電子計算機による事務処理システムの管理及び運用に関することで一般のもの			○	
7	情報システム管理課所掌事務の連絡調整に関することで特に重要なもの		○		
8	情報システム管理課所掌事務の連絡調整に関することで重要なもの			○	
9	情報システム管理課所掌事務の連絡調整に関することで一般のもの				○

サービス推進室の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決			
		理 事 長	本 事 務 局 長	部 長	室 長
1	センターの事務に関する苦情、要望、提案等への対応に関する企画及び立案に関する事で特に重要なもの	○			
2	センターの事務に関する苦情、要望、提案等への対応に関する企画及び立案に関する事で重要なもの		○		
3	センターの事務に関する苦情、要望、提案等への対応に関する企画及び立案に関する事で一般のもの			○	
4	苦情等の調査、分析及び活用に関する事で特に重要なもの	○			
5	苦情等の調査、分析及び活用に関する事で重要なもの		○		
6	苦情等の調査、分析及び活用に関する事で一般のもの			○	
7	高齢者、障害者等に対する特別配慮についての企画及び立案に関する事で特に重要なもの	○			
8	高齢者、障害者等に対する特別配慮についての企画及び立案に関する事で重要なもの		○		
9	高齢者、障害者等に対する特別配慮についての企画及び立案に関する事で一般のもの			○	
10	サービス推進室所掌事務の連絡調整に関する事で特に重要なもの		○		
11	サービス推進室所掌事務の連絡調整に関する事で重要なもの			○	
12	サービス推進室所掌事務の連絡調整に関する事で一般のもの				○

法務室の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決			
		理 事 長	本 事 務 局 長	部 長	室 長
1	訴訟等紛争対応、法的文書作成等法務事務に係る統括、支援及び連絡調整に関すること	○			
2	審査委員会への付議に関する手続の統括に関する事で特に重要なもの	○			
3	審査委員会への付議に関する手続の統括に関する事で重要なもの		○		
4	審査委員会への付議に関する手続の統括に関する事で一般のもの			○	
5	業務方法書、規程及び細則等の制定案及び改廃案の審査に関する事で特に重要なもの	○			
6	業務方法書、規程及び細則等の制定案及び改廃案の審査に関する事で重要なもの		○		
7	業務方法書、規程及び細則等の制定案及び改廃案の審査に関する事で一般のもの			○	
8	センターの運営及び業務の実施に関する法令及び制度に係る情報の収集及び調査研究に関する事で特に重要なもの	○			
9	センターの運営及び業務の実施に関する法令及び制度に係る情報の収集及び調査研究に関する事で重要なもの		○		
10	センターの運営及び業務の実施に関する法令及び制度に係る情報の収集及び調査研究に関する事で一般のもの			○	

広報・調査室の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決			
		理 事 長	本 部 事務局長	部 長	室 長
1	広報及び広聴に関することで特に重要なもの	○			
2	広報及び広聴に関することで重要なもの		○		
3	広報及び広聴に関することで一般のもの			○	
4	機関紙の発行に関すること。	○			
5	ホームページの管理及び運用に関することで特に重要なもの	○			
6	ホームページの管理及び運用に関することで重要なもの		○		
7	ホームページの管理及び運用に関することで一般のもの			○	
8	法人、団体等からのセンターの事業に係る照会等に関することで特に重要なもの	○			
9	法人、団体等からのセンターの事業に係る照会等に関することで重要なもの		○		
10	法人、団体等からのセンターの事業に係る照会等に関することで一般のもの			○	
11	センターの事業に関する各種基本統計の作成に関することで特に重要なもの	○			
12	センターの事業に関する各種基本統計の作成に関することで重要なもの		○		
13	センターの事業に関する各種基本統計の作成に関することで一般のもの			○	
14	統計資料等に基づく出版物の企画、編集、発行に関することで特に重要なもの	○			
15	統計資料等に基づく出版物の企画、編集、発行に関することで重要なもの		○		
16	統計資料等に基づく出版物の企画、編集、発行に関することで一般のもの			○	
17	センターの業務に必要な基本的文献、資料の収集、整理、保存等に関することで特に重要なもの	○			
18	センターの業務に必要な基本的文献、資料の収集、整理、保存等に関することで重要なもの		○		
19	センターの業務に必要な基本的文献、資料の収集、整理、保存等に関することで一般のもの			○	
20	諸外国の法律扶助制度等の運用に関する情報の収集等に関することで特に重要なもの	○			
21	諸外国の法律扶助制度等の運用に関する情報の収集等に関することで重要なもの		○		
22	諸外国の法律扶助制度等の運用に関する情報の収集等に関することで一般のもの			○	
23	広報・調査室所掌事務の連絡調整に関することで特に重要なもの		○		
24	広報・調査室所掌事務の連絡調整に関することで重要なもの			○	
25	広報・調査室所掌事務の連絡調整に関することで一般のもの				○

情報提供課の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決			
		理 事 長	本 務 局 長	部 長	課 長
1	国、地方公共団体、関係機関等との連携の確保及び強化の企画、立案並びに実施に関する事で特に重要なもの	○			
2	国、地方公共団体、関係機関等との連携の確保及び強化の企画、立案並びに実施に関する事で重要なもの		○		
3	国、地方公共団体、関係機関等との連携の確保及び強化の企画、立案並びに実施に関する事で一般のもの			○	
4	地方事務所における情報提供業務の企画、立案並びに実施に関する事で特に重要なもの	○			
5	地方事務所における情報提供業務の企画、立案並びに実施に関する事で重要なもの		○		
6	地方事務所における情報提供業務の企画、立案並びに実施に関する事で一般のもの			○	
7	コールセンターにおける情報提供（メールを含む。）の企画、立案並びに実施に関する事で特に重要なもの	○			
8	コールセンターにおける情報提供（メールを含む。）の企画、立案並びに実施に関する事で重要なもの		○		
9	コールセンターにおける情報提供（メールを含む。）の企画、立案並びに実施に関する事で一般のもの			○	
10	地方事務所における情報提供担当職員・コールセンターにおけるオペレーターの採用に関する事で特に重要なもの	○			
11	地方事務所における情報提供担当職員・コールセンターにおけるオペレーターの採用に関する事で重要なもの		○		
12	地方事務所における情報提供担当職員・コールセンターにおけるオペレーターの採用に関する事で一般のもの			○	
13	地方事務所における情報提供担当職員・コールセンターにおけるオペレーターの研修に関する事で特に重要なもの	○			
14	地方事務所における情報提供担当職員・コールセンターにおけるオペレーターの研修に関する事で重要なもの		○		
15	地方事務所における情報提供担当職員・コールセンターにおけるオペレーターの研修に関する事で一般のもの			○	
16	情報提供業務の研修に関する事で特に重要なもの	○			
17	情報提供業務の研修に関する事で重要なもの		○		
18	情報提供業務の研修に関する事で一般のもの			○	
19	関係機関データベースに関する事で特に重要なもの	○			
20	関係機関データベースに関する事で重要なもの		○		
21	関係機関データベースに関する事で一般のもの			○	
22	FAQに関する事で特に重要なもの	○			
23	FAQに関する事で重要なもの		○		
24	FAQに関する事で一般のもの			○	
25	ホームページにおける情報提供に関する事で特に重要なもの	○			
26	ホームページにおける情報提供に関する事で重要なもの		○		
27	ホームページにおける情報提供に関する事で一般のもの			○	
28	情報提供業務用リーフレット等に関する事で特に重要なもの	○			

29	情報提供業務用リーフレット等に関する事で重要なもの		○		
30	情報提供業務用リーフレット等に関する事で一般のもの			○	
31	情報提供課所掌事務の連絡調整に関する事で特に重要なもの		○		
32	情報提供課所掌事務の連絡調整に関する事で重要なもの			○	
33	情報提供課所掌事務の連絡調整に関する事で一般のもの				○

民事法律扶助課の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決			
		理 事 長	本 部 事務局長	部 長	課 長
1	法第30条第1項第2号から第4号までの民事法律扶助業務の企画、立案及び実施に関することで特に重要なもの	○			
2	法第30条第1項第2号から第4号までの民事法律扶助業務の企画、立案及び実施に関することで重要なもの		○		
3	法第30条第1項第2号から第4号までの民事法律扶助業務の企画、立案及び実施に関することで一般のもの			○	
4	東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第3条第1項の震災法律援助業務及び特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（以下「特定不法行為等被害者特例法」という。）第3条第1項の特定被害者法律援助業務の企画、立案及び実施に関することで特に重要なもの	○			
5	震災特例法第3条第1項の震災法律援助業務及び特定不法行為等被害者特例法第3条第1項の特定被害者法律援助業務の企画、立案及び実施に関することで重要なもの		○		
6	震災特例法第3条第1項の震災法律援助業務及び特定不法行為等被害者特例法第3条第1項の特定被害者法律援助業務の企画、立案及び実施に関することで一般のもの			○	
7	民事法律扶助、震災法律援助及び特定被害者法律援助に係る契約弁護士及び司法書士との契約に関することで特に重要なもの	○			
8	民事法律扶助、震災法律援助及び特定被害者法律援助に係る契約弁護士及び司法書士との契約に関することで重要なもの		○		
9	民事法律扶助、震災法律援助及び特定被害者法律援助に係る契約弁護士及び司法書士との契約に関することで一般のもの			○	
10	民事法律扶助、震災法律援助及び特定被害者法律援助に係る立替金債権の予算、執行管理及び決算に関することで特に重要なもの	○			
11	民事法律扶助、震災法律援助及び特定被害者法律援助に係る立替金債権の予算、執行管理及び決算に関することで重要なもの		○		
12	民事法律扶助、震災法律援助及び特定被害者法律援助に係る立替金債権の予算、執行管理及び決算に関することで一般のもの			○	
13	この課の所掌に属する民事法律扶助、震災法律援助及び特定被害者法律援助に係る研修に関することで特に重要なもの	○			
14	この課の所掌に属する民事法律扶助、震災法律援助及び特定被害者法律援助に係る研修に関することで重要なもの		○		
15	この課の所掌に属する民事法律扶助、震災法律援助及び特定被害者法律援助に係る研修に関することで一般のもの			○	
16	民事法律扶助及び震災法律援助に係る援助手続等に関する不服申立ての再審査並びに特定被害者法律援助に係る援助手続等に関する不服申立てに関することで特に重要なもの	○			
17	民事法律扶助及び震災法律援助に係る援助手続等に関する不服申立ての再審査並びに特定被害者法律援助に係る援助手続等に関する不服申立てに関することで重要なもの		○		
18	民事法律扶助及び震災法律援助に係る援助手続等に関する不服申立ての再審査並びに特定被害者法律援助に係る援助手続等に関する不服申立てに関することで一般のもの			○	

19	震災法律援助業務及び特定被害者法律援助業務に係る援助手続の審査に関する事で特に重要なもの	○			
20	震災法律援助業務及び特定被害者法律援助業務に係る援助手続の審査に関する事で重要なもの		○		
21	震災法律援助業務及び特定被害者法律援助業務に係る援助手続の審査に関する事で一般のもの			○	
22	地方扶助審査委員及び本部扶助審査委員、震災法律援助審査委員並びに特定被害者法律援助審査委員に関する事で特に重要なもの	○			
23	地方扶助審査委員及び本部扶助審査委員、震災法律援助審査委員並びに特定被害者法律援助審査委員に関する事で重要なもの		○		
24	地方扶助審査委員及び本部扶助審査委員、震災法律援助審査委員並びに特定被害者法律援助審査委員に関する事で一般のもの			○	
25	民事法律扶助課所掌事務の連絡調整に関する事で特に重要なもの		○		
26	民事法律扶助課所掌事務の連絡調整に関する事で重要なもの			○	
27	民事法律扶助課所掌事務の連絡調整に関する事で一般のもの				○

地域連携推進室の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決			
		理 事 長	本 事 務 局 長	部 長	室 長
1	地域連携（司法ソーシャルワークの推進に関するを含む。）に関する企画、立案及び実施に関することで特に重要なもの	○			
2	地域連携（司法ソーシャルワークの推進に関するを含む。）に関する企画、立案及び実施に関することで重要なもの		○		
3	地域連携（司法ソーシャルワークの推進に関するを含む。）に関する企画、立案及び実施に関することで一般のもの			○	
4	地域連携推進室所掌事務の連絡調整に関することで特に重要なもの		○		
5	地域連携推進室所掌事務の連絡調整に関することで重要なもの			○	
6	地域連携推進室所掌事務の連絡調整に関することで一般のもの				○

国選弁護課の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決			
		理 事 長	本 事 務 局 長	部 長	課 長
1	法第30条第1項第6号のうち国選弁護人及び国選付添人（以下「国選弁護人等」という。）選任関連業務の企画、立案及び実施に関する ことで特に重要なもの	○			
2	法第30条第1項第6号のうち国選弁護人等選任関連業務の企画、立案及び実施に関する ことで重要なもの		○		
3	法第30条第1項第6号のうち国選弁護人等選任関連業務の企画、立案及び実施に関する ことで一般のもの			○	
4	国選弁護人等契約弁護士との契約に関する ことで特に重要なもの	○			
5	国選弁護人等契約弁護士との契約に関する ことで重要なもの		○		
6	国選弁護人等契約弁護士との契約に関する ことで一般のもの			○	
7	国選弁護等報酬算定業務に関する ことで特に重要なもの	○			
8	国選弁護等報酬算定業務に関する ことで重要なもの		○		
9	国選弁護等報酬算定業務に関する ことで一般のもの			○	
10	国選弁護及び国選付添（以下「国選弁護等」という。）報酬決定に対する 不服申立に関する ことで特に重要なもの	○			
11	国選弁護等報酬決定に対する 不服申立に関する ことで重要なもの		○		
12	国選弁護等報酬決定に対する 不服申立に関する ことで一般のもの			○	
13	国選弁護課所掌事務の連絡調整に関する ことで特に重要なもの		○		
14	国選弁護課所掌事務の連絡調整に関する ことで重要なもの			○	
15	国選弁護課所掌事務の連絡調整に関する ことで一般のもの				○

犯罪被害者支援課の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決			
		理 事 長	本 部 長 本 務 局 長	部 長	課 長
1	法第30条第1項第5号の業務の企画、立案及び実施に関することで特に重要なもの	○			
2	法第30条第1項第5号の業務の企画、立案及び実施に関することで重要なもの		○		
3	法第30条第1項第5号の業務の企画、立案及び実施に関することで一般のもの			○	
4	DV等被害者援助弁護士に法律相談費を支払わない決定及びDV等被害者援助費用負担決定に対する不服申立に関することで特に重要なもの	○			
5	DV等被害者援助弁護士に法律相談費を支払わない決定及びDV等被害者援助費用負担決定に対する不服申立に関することで重要なもの		○		
6	DV等被害者援助弁護士に法律相談費を支払わない決定及びDV等被害者援助費用負担決定に対する不服申立に関することで一般のもの			○	
7	法第30条第1項第6号のうち国選被害者参加弁護士選定関連業務の企画、立案及び実施に関することで特に重要なもの	○			
8	法第30条第1項第6号のうち国選被害者参加弁護士選定関連業務の企画、立案及び実施に関することで重要なもの		○		
9	法第30条第1項第6号のうち国選被害者参加弁護士選定関連業務の企画、立案及び実施に関することで一般のもの			○	
10	被害者参加弁護士契約弁護士及びDV等被害者援助弁護士との契約に関することで特に重要なもの	○			
11	被害者参加弁護士契約弁護士及びDV等被害者援助弁護士との契約に関することで重要なもの		○		
12	被害者参加弁護士契約弁護士及びDV等被害者援助弁護士との契約に関することで一般のもの			○	
13	被害者国選弁護士報酬及び費用の算定並びにその決定に対する不服申立に関することで特に重要なもの	○			
14	被害者国選弁護士報酬及び費用の算定並びにその決定に対する不服申立に関することで重要なもの		○		
15	被害者国選弁護士報酬及び費用の算定並びにその決定に対する不服申立に関することで一般のもの			○	
16	法第30条第1項第8号の被害者等の支援業務の企画、立案及び実施に関することで特に重要なもの	○			
17	法第30条第1項第8号の被害者等の支援業務の企画、立案及び実施に関することで重要なもの		○		
18	法第30条第1項第8号の被害者等の支援業務の企画、立案及び実施に関することで一般のもの			○	
19	被害者等の援助を行う団体・関係機関等との連携の確保及び強化の企画、立案及び実施に関することで特に重要なもの	○			
20	被害者等の援助を行う団体・関係機関等との連携の確保及び強化の企画、立案及び実施に関することで重要なもの		○		
21	被害者等の援助を行う団体・関係機関等との連携の確保及び強化の企画、立案及び実施に関することで一般のもの			○	
22	被害者等の援助を担当する職員の採用及び研修に関することで特に重要なもの	○			
23	被害者等の援助を担当する職員の採用及び研修に関することで重要なもの		○		
24	被害者等の援助を担当する職員の採用及び研修に関することで一般のもの			○	

25	法第30条第1項第9号の被害者参加旅費等の支給に関することで特に重要なもの	○			
26	法第30条第1項第9号の被害者参加旅費等の支給に関することで重要なもの		○		
27	法第30条第1項第9号の被害者参加旅費等の支給に関することで一般のもの			○	
28	犯罪被害者支援課所掌事務の連絡調整に関することで特に重要なもの		○		
29	犯罪被害者支援課所掌事務の連絡調整に関することで重要なもの			○	
30	犯罪被害者支援課所掌事務の連絡調整に関することで一般のもの				○

受託業務室の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決			
		理 事 長	本 事 務 局 長	部 長	室 長
1	法第30条第2項の受託業務に関することで特に重要なもの	○			
2	法第30条第2項の受託業務に関することで重要なもの		○		
3	法第30条第2項の受託業務に関することで一般のもの			○	
4	受託業務室所掌事務の連絡調整に関することで特に重要なもの		○		
5	受託業務室所掌事務の連絡調整に関することで重要なもの			○	
6	受託業務室所掌事務の連絡調整に関することで一般のもの				○

常勤弁護士総合企画課の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決			
		理 事 長	本 事 務 局 長	部 長	課 長
1	常勤弁護士等に関することで特に重要なもの	○			
2	常勤弁護士等に関することで重要なもの		○		
3	常勤弁護士等に関することで一般のもの			○	
4	法第30条第1項第7号の司法過疎対策に関することで特に重要なもの	○			
5	法第30条第1項第7号の司法過疎対策に関することで重要なもの		○		
6	法第30条第1項第7号の司法過疎対策に関することで一般のもの			○	
7	常勤弁護士総合企画課所掌事務の連絡調整に関することで特に重要なもの		○		
8	常勤弁護士総合企画課所掌事務の連絡調整に関することで重要なもの			○	
9	常勤弁護士総合企画課所掌事務の連絡調整に関することで一般のもの				○

裁判員裁判弁護士技術研究室の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決			
		理 事 長	本 事 務 局 長	部 長	室 長
1	裁判員裁判における弁護士技術の研究及び普及に関することで特に重要なもの	○			
2	裁判員裁判における弁護士技術の研究及び普及に関することで重要なもの		○		
3	裁判員裁判における弁護士技術の研究及び普及に関することで一般のもの			○	
4	常勤弁護士の裁判員裁判事件に対する業務支援に関することで特に重要なもの	○			
5	常勤弁護士の裁判員裁判事件に対する業務支援に関することで重要なもの		○		
6	常勤弁護士の裁判員裁判事件に対する業務支援に関することで一般のもの			○	
7	裁判員裁判弁護士技術研究室所掌事務の連絡調整に関することで特に重要なもの		○		
8	裁判員裁判弁護士技術研究室所掌事務の連絡調整に関することで重要なもの			○	
9	裁判員裁判弁護士技術研究室所掌事務の連絡調整に関することで一般のもの				○

常勤弁護士業務支援室の所掌事務の決裁区分

番号	事 項	決裁又は専決			
		理 事 長	本 事 務 局 長	部 長	室 長
1	常勤弁護士に対する業務支援に関することで特に重要なもの	○			

2	常勤弁護士に対する業務支援に関することで重要なもの		○		
3	常勤弁護士に対する業務支援に関することで一般のもの			○	
4	常勤弁護士業務支援室の連絡調整に関することで特に重要なもの		○		
5	常勤弁護士業務支援室の連絡調整に関することで重要なもの			○	
6	常勤弁護士業務支援室の連絡調整に関することで一般のもの				○